

前回までの指摘事項について（一覧）

これまでの専門委員会において各委員からいただいた御意見等に対する補足対応を以下に示す。

項目	専門委員会開催回	前回までの委員会における指摘・意見等	対応
対象事業について	第1回	・交付金事業のうち、環境影響評価法対象事業となりうるような事業はどの程度あるのか。（田中委員）	・交付金事業の整理 第3回専門委員会 資料2 - 2にて報告
	第2回	・風力発電を条例対象とした事例で、バードストライクの対策としてこういった種類の鳥を対象にしているのか。（吉田委員） ・風力発電施設の設置に関する手続はどういうものなのか。（浅野委員長）	・自治体への調査 第4回専門委員会 資料2 - 2参照 ・風力発電施設設置に係る手続 第3回専門委員会 資料2 - 4にて報告
政令指定都市の意見提出について	第3回	・事業者に対する知事意見に市長意見が反映されなかった事例はあるのか（猪野委員）	・自治体への調査 第4回専門委員会 資料2 - 3参照
事後調査について	第1回	・実際にどの程度事後調査をした事例があるのか、事後調査後にどのような環境保全措置がとられているのか、実態調査が必要ではないか。（田中委員） ・条例に係る事後調査の事例に関して、分かるものでいいのでいくつかサンプルとして用意し、併せて報告してほしい。（浅野委員長） ・事後調査は全く新しい措置としてではなく、今までの法枠内でうまく工夫できるのではないか。どこまでがマニュアルでできる話で、どこまでが立法的な話かという整理は必要。（浅野委員長）	・事後調査の事例・実態調査 第3回専門委員会 資料5 - 2にて報告 ・事後調査の事例詳細 資料6参照
未着手案件の環境影響評価手続の再実施につ	第3回	・条例手続きのやり直し案件（2事例）の掘り下げが必要ではないか。また、未着手案件と政策評価法の事後調査との関係はどうなるのか。（田中委員）	・自治体への調査等 第4回専門委員会 資料2 - 4参照

いて			
手続の電子化について	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化に伴う情報の安全管理について事業者サイドから総合研究会において懸念が出ていたが、実際にどのような問題があるのか、事例を整理してみしてほしい。(大塚委員) ・電子化している自治体からのヒア、電子化されたことで事業者が実際に困ったことの有無、紙媒体との差異、希少種に関する情報の扱い、縦覧のみでなく、意見のやり取りの電子化についての問題の有無等を調べる必要がある。(浅野委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における事例 第2回専門委員会 資料2 - 2にて報告 ・国内自治体・事業者への調査 第3回専門委員会 資料6にて報告
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・図書電子化により生じうる課題への対応として、ドイツで希少種情報削除とあるが、紙媒体では行っていないのか。(田中委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回までの指摘事項対応 第3回専門委員会 資料6にて報告
住民等の意見聴取の強化について	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会を実施していない自治体で、それにより問題となった事例はあるか。(石田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック会議における自治体からのヒアリング調査 第4回専門委員会 資料8参照
戦略的環境アセスメントについて	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・SEAについて現在完全なモデルはなく、民間事業を含め全事業を対象とするかどうかについてはまだ合意できていない。(浅野委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的環境アセスメントについて 資料5参照
生物多様性について	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関しては、広域的視点での判断が必要。(吉田委員) ・現状の環境影響評価事例では、環境影響の範囲の捉え方はどうなっているのか。広域的な生態系はどこまで捕捉できているのだろうか。(浅野委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の評価において利用可能な自然環境情報について 第3回専門委員会 資料2 - 3にて報告
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性オフセット等、生物多様性関係に係る最新の技術の動向はどうなっているか。(田中委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性オフセットに関連する取組について 第4回専門委員会 資料4 - 2参照

<p>環境影響評価制度専門委員会中間報告骨子 (案)(第2回・第3回関係部分)</p>	<p>第4回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書段階の説明会の開催については、もう少し踏み込んで、義務化の方向で整理する趣旨に表現を強めてはどうか。(田中委員) ・全国的な視点から生物多様性や温暖化対策に対する意見は地方分権の流れにも留意の上、いつでも環境大臣に意見を述べられる仕組みとすべきである、という表現にすべき。(吉田委員) ・生物多様性等については、場合により環境大臣が意見を指導的に言わなければならないことがあるかもしれないので、吉田委員の意見に賛成。(大塚委員) ・「事後調査の実効性を高めるため、結果を行政や第三者が確認できるよう・・・」とあるが、報告を受けることを考えれば、許認可等権者という言葉を入れるべき。(大塚委員) ・事後調査について、結果の公開により環境保全措置への対応を促す、技術的な水準を高める等の意味があるため、公表を事後調査の法制度化に盛り込むことが大事。(田中委員) ・電子化は、推進の方向におよそ合意ができていていると思うので、電子公開を行う上で問題点の整理はするが、手続の義務化を考えるべきではないか。(田中委員) 	<p>・環境影響評価制度専門委員会中間報告について</p> <p>資料3 - 2 参照</p>
<p>その他</p>	<p>第1回</p>	<p>・制度を運用している中で、どういうものが実際に困っているのか。何が問題なのかをクリアにしてほしい。(猪野委員)</p>	<p>各論点毎に報告予定</p>